

第787回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年6月10日(火) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年6月10日(火) 午後2時10分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

- | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 5 | 一戸 実 | 6 | 門上 牧夫 | 7 | 新堂 政登 |
| 10 | 北澤 邦彦 | 11 | 浦田 秀人 | 12 | 種市 廣 |
| 13 | 宮古 久光 | 14 | 古田 武信 | 15 | 赤沼 成人 |
| 17 | 葛巻 広行 | 20 | 駒澤 慎 | | |

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

- | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1 | 佐々木 和枝 | 2 | 立崎 京子 | 3 | 月館 啓三 |
| 4 | 川嶋 敏明 | 8 | 千葉 準一 | 9 | 中村 均 |
| 16 | 沼山 英明 | 18 | 田面木 優 | 19 | 月館 操 |

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 小島 一人
- 次 長 山本 誠
- 係 長 小比類巻 浩

- 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
- 【議案第2号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第5号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
- 【議案第6号】農林関係税制改正要望について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年6月10日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第787回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全8名となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、4名の出席で、沼山推進委員、月舘推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様にはご多用中にもかかわらず、第787回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況においては、減少傾向ではありますが、皆様も注意しながら活動されているものと思われま

す。さて、先般国より「2020年の農地の違反転用の調査結果」が発表されておりましたが、それによると違反状態の案件の7割が「土地持ち非農家や農業を営まない事業者」とのことです。

今後は違反の早期発見や是正のためのパトロールの活性化や、周知活動等の対策を講じることなどが挙げられておりましたが、農業委員会による発見が4割を占めたとのことでありま

す。したがって、皆様におかれましても委員会活動として、より一層の農地管理の監視の強化等をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、5番一戸実君、12番種市廣君を指名いたします。参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。総会の会期は、本日一日限りとする
ことにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長
から報告願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。
報告第1号のうち、初めに5月12日から6月10日までに行
いました主な業務についてご報告いたします。
5月12日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第1回幹事会
が市役所で開催され、私が出席しております。
5月18日に、農業委員会事務局長会議が青森市で開催され、
私が出席しております。
5月20日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第1回通常総
会が市役所で開催され、会長と私が出席しております。
5月25日に、令和4年度農山漁村女性関連事業に係る担当者
会議が十和田市で開催され、事務局より出席しております。
5月31日の、令和4年度全国農業委員会会長大会はWeb配信
により開催されています。6月7日に、第787回総会の議案検
討会を開催しております。
同じく6月7日に、令和4年度上十三支部職員協議会役員会が十
和田市で開催され、私が出席しております。
6月8日に、県農業委員会会長会議及び研修会、県農業者年金
協会通常総会、県農業委員会会長農政協議会通常総会が青森市で
開催され、会長が出席しております。本日、第787回総会を開
催しております。
次に、5月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の1万9777平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は2件で、2,372平米でした。転用につきましては、4条の案件が1件の1,662平米でした。貸借の解約は18件で、8万7,255平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は22件で、10万2,266平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が24件で、田、12万3,141平米でした。農地中間管理事業につきましては、5年設定が1件で、田、8,996平米、10年設定が19件で、田、10万8,539平米、畑、2万8,776平米でした。

現地調査につきましては2件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。非農地証明につきましては、1件で、内容につきましては、報告第4号で説明させていただきます。続きまして、6月11日から7月11日までの主な業務計画についてご説明いたします。6月20日に、令和4年度三沢市農業再生協議会臨時幹事会が市役所で予定され、私が出席予定です。

6月23日に、県農業会議通常総会が青森市で予定され、会長が出席予定です。

6月27、28日に、農業委員会職員初任者研修会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

7月7日に、第788回総会の議案検討会を予定しております。

7月11日に、第788回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字上野、字淋代平の田4筆、1万1,239平米で、貸借契約を解約し、離農するため解約を行ったものです。

番号2、字淋代平の田1筆、2,972平米で、貸付人の都合により貸借契約の解約を行ったものです。

4ページをお開き願います。

番号3、字庭構の田1筆、3,191平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号4、字淋代平の田3筆、1万2,564平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号5、字北山、字園沢の田3筆、8,792平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

5ページをお開き願います。

番号6、字園沢の田2筆、8,476平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号7、字庭構の田1筆、2,002平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号8、字庭構の畑1筆、881平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

6ページをお開き願います。

番号9、字庭構の田1筆、991平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号10、字庭構の畑2筆、1,936平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号11、字庭構の田1筆、1,961平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

7ページをお開き願います。

番号12、字庭構の田1筆、3,911平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号13、字庭構の畑1筆、3,896平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号14、富崎二丁目、谷地頭四丁目の畑2筆、4,754平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

8ページをお開き願います。

番号15、字庭構の田と畑2筆、2,015平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号16、字庭構の田と畑2筆、6,618平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号17、越下一丁目の畑1筆、7,619平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

9ページをお開き願います。

番号18、字庭構の畑4筆、3,437平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

10ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました2件について、現況調査を行っております。

番号1、字庭構の畑1筆、1,028平米、場所は富崎町内の東隣のところになります。

6月2日に中村委員、佐々木委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、一部に木があるものの、農地である旨回答しております。

番号2、大津一丁目の畑1筆、5.73平米、場所は五日市ガソリンスタンドの西隣のところになります。

6月2日に中村委員、佐々木委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、公衆用道路として使用されており、非農地である旨回答しております。

11ページをお開き願います。

報告第4号 非農地証明についてご説明いたします。

岡三沢四丁目の登記地目が畑で現況地目が宅地となっている1筆、4.84平米で、場所は薬王堂岡三沢店から東へ約250メートルのところ、6月2日に中村委員、佐々木委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、宅地の一部となっており、農地であった痕跡は見当たらないことから、非農地として証明したものであります。

私からの報告は以上で、続いて次長からも報告がございます。

次 長

報告第5号 農地利用集積計画の作成に係る利用貸権貸借の要請の訂正についてご報告いたします。

令和4年3月10日開催の三沢市農業委員会第784回総会において、承認された議案第2号のうち、番号15番の借人が表の正誤表のとおり間違っておりましたので、訂正しましたことをご報告いたします。

原因はシステムの不具合により、急遽、表を作成した際の入力ミスによるものであります。今後、このようなことがないように気を付けます。その他の手続きには問題はなかったことを報告いたします。

続きまして、報告第6号令和4年度最適化活動の目標設定等の訂正について、ご説明いたします。

先月、承認していただきました令和4年度最適化活動の目標設定について、農地の集積と遊休農地の解消の目標の数値につ

いて、一部訂正がございましたので、訂正した箇所についてご説明いたします。

農地の集積の②目標の部分で集積目標年度が令和14年度から令和4年度に、集積率が65%から80%に、新規集積面積を43haから610ha今年度末の集積率を65%から80%に変更いたします。

当初、農政水産課の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の数値を使用しましたが、国の集積目標数値80%を使用している農業委員会で令和2年度に作成した農地等の利用の最適化推進に関する指針の数値を使用するよう指示があったことから変更となりました。

また、遊休農地の解消の②目標の緑区分の遊休農地の解消目標面積であります、9haから9.2haへ変更となりました。以上の点を訂正したことをご報告いたします。

議長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますので、ご協力願います。

議長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。番号5の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、11番浦田秀人君が該当しますので、審議が終了するまで、一時退席願います。

《浦田委員一時退席》

議長

事務局より説明願います。

事務局

それでは14ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりですが、今回は件数が多いため詳細な説明は省略させていただきます。また今回の申請のほとんどは、経営所得安定対策事業のための申請となります。

番号5 字庭構の田1筆、1,005㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。

現地確認につきましては佐々木委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号、番号5は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。
審議が終了しましたので、11番浦田秀人君の出席を認めます。

《浦田委員が出席》

議 長 続いて、番号1から4及び6から126の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号1から4、および6から126まで字庭構から字園沢、までの田235筆、489, 206㎡、畑20筆、合計43, 671㎡総計532, 877㎡を1年から20年の期間で、賃貸借権及び使用貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は越下地区から園沢地区までの地域が対象となります。番号1から4の現地確認は中村委員、葛巻推進委員、番号6から126の現地確認は佐々木委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号1から4及び6から126は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは62ページをお開き願います。

議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1から9まで字庭構から字淋代平までの田20筆、49,959㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は塩釜地区から淋代地区までの地域が対象となります。

現地確認について佐々木委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議長

次に、議案第3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは66ページをお開き願います。

議案第3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1字庭構の畑1筆、1,028㎡を、知人間による売買の申請です。

譲受人は農家の方で、労働力については、申請者を含め2名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。場所は富崎集落から東200mに位置しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は中村委員、佐々木委員、葛巻推進委員、同行のもと完了しています。以上です。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第4号農地転用許可申請に係る意見について を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは67ページをお開きください。

議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は5条転用、1件の申請であります。議案第4号資料①と合わせてご覧ください。譲渡人は、三沢市鹿中の飲食店従業員に方です。譲受人は、八戸市の宅地建物取引業の株式会社。対象となる土地は、字南山の田、1筆の1, 630㎡です。

場所は、JAおいらせより南西へ500mに位置し、都市計画の用途地域に隣接した場所で周辺は住宅が建ち並ぶ地域であります。転用目的は、宅地で、分譲6区画のうち4区画が建売分譲の計画であります。

建売住宅の建築面積は40㎡～90㎡となっており、4棟の建築面積合計は、230.82㎡であります。

農地区分ではありますが、この場所は、南側に農地が連なっているものの、前面道路に水道、下水道管の2管埋設がされ、なおかつ教育施設の三沢小学校、浜三沢保育園がおおむね500mにあることから第3種農地と判断され、原則許可できる場所となります。

事業費は、総額1億円で、全額銀行からの融資となります。

周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。また、奥側に袋地の農地が残ることから、整備した道路を使用する承諾書も提出されており、問題がないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、佐々木委員・中村委員・葛巻推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長

次に、議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは68ページをお開きください。

議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。今回の非農地判定に関する議案件数は4件です。

番号1について説明します。所在は大津1丁目、大津郵便局から南60mに位置しており、都市計画の用途地域外にある田1筆です。面積は820㎡で所有者は記載のとおり、昨年8月実施した農地パトロール調査において、生産性が著しく低い農地であって復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号2、深谷2丁目、種市水耕農場から南200mにあり、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は496㎡で、現地調査の結果20年以上前から倉庫が建っており、非農地証明事務取扱基準に則り「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号3、大字犬落瀬字古間木、古間木ポンプ場から北西200mの場所で、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は700㎡、昨年9月の農地パトロール調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号4、大字古間木山、千代田町地区集会所から南西160mで、都市計画の用途地域内にある畑1筆です。面積は742㎡、現地調査の結果、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

今月の非農地判定した筆数は4筆、面積合計2,758㎡となりました。以上です。よろしく願います。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 5番 一戸 吳

議事録署名者 12番 種市 廣